

お知らせ

給水管の漏水は修理を

給水管1次側（水道メーターより道路側）で発生した自然漏水（故意や過失ではない、通常の使用で発生した漏水）に限り水道局が修理します。私有地内は宅地内修繕依頼書の説明に沿って協議。掘削などを伴う工



事や私有地内での解体工事などで折損した場合は該当しません。
水道整備課
☎027・898・3034

職員採用説明会を開催

技能労務職5職種の職員が集まり、職種別に仕事紹介をします。
時 7月18日(金)15時30分～17時
場 議会庁舎
対 本年度の本市職員採用試験（技能労務職）を受験予定か検討している人
申 7月2日(水)9時～16日(水)17時に二次元コードのホームページで
問 職員課
☎027・898・6503



リフォーム工事補助を追加募集

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事費用の補助の申し込みを追加で受け付けます。
対 次の全ての条件を満たす住宅、先着100件。
①着工前
②築20年以上経過している
③所有者が家族が居住（住民登録）している
④市内業者が実施する税抜き15万円以上の工事
⑤市税の滞納をしていない
⑥過去に住宅リフォーム補助を受けていない
補助額Ⅱ工事費の3分の1（上限8万円）
資料の配布Ⅱ市役所建築住宅課で。本市ホームページからダウンロードもできます
申 8月1日(金)～二次元コードの申し込み
問 建築住宅課
☎027・898・6833

住吉第一団地入居で家財費補助

特別市営住宅の住吉第一団地に新規入居する世帯に家財購入費を補助。入居には要件があります。詳しくは



申し込みフォームはこちら



資料はこちら

消費者の豆知識



カード会社名で届いたメール

質問＝利用しているクレジットカード会社名で「セキュリティを強化します。」というメールが届きました。メールにはURLが書かれていて、具体的な内容は書かれていません。カード会社からのメールか偽メールが分かりません。

回答＝最近のフィッシング詐欺は巧妙になっていて、メールを見ただけでは判断することができません。届いたメールのURLから確認や手続きをしないでください。正規サイトや公式アプリから確認しましょう。また、慌てて検索し、上位に表示されたサイトに連絡したら別のサイトだったという相談もあります。日頃から正規サイトのURLをブックマークしておくなどの対策を講じておきましょう。

消費生活センター
☎027-898-1755

休日の水道局指定給水装置工事業者	
期日	事業者名
7月6日(日)	坂田設備（五代町）☎027-226-5675
	大澤設備工業（横沢町）☎027-283-5123
7月13日(日)	赤城管設（小坂子町）☎027-269-0144
	下田農機具店（富士見町時沢）☎027-288-2070
7月20日(日)	優希設備工業（朝倉町）☎027-226-5195
	志村工業（滝窪町）☎027-283-5370
7月21日(月)	青柳管工土木（東片貝町）☎027-223-6741
	小林設備（富士見町時沢）☎027-288-2755
7月27日(日)	福島工業（総社町高井）☎027-251-6672
	石橋工業（樋越町）☎027-280-2108

福祉医療費受給資格者証を送付

福祉医療費受給資格者証の有効期限が7月31日(木)までの人で引き続き受給資格がある人に、新しい受給資格者証を郵送します。

重度心身・高齢重度障害者

所得制限の基準を満たす人に新しい受給資格者証を郵送。なお、所得判定ができない人には7月上旬に通知を送付します。

ひとり親家庭等福祉医療

所得制限などの資格対象要件を引き続き満たしている場合、更新手続きを省略し自動で新しい受給資格者証を郵送。所得の申告がない人や婚姻状況などの確認が必要な人には7月上旬に通知を送付します。

申請で医療費助成

市内在住で次のいずれかに該当する人は、医療費の助成を受けられます。
①高校生世代までのこども
②ひ

改定後の所得制限基準額など		
扶養親族などの数	所得制限基準額	収入額の目安
0人	366万1,000円	約525万2,000円
1人	404万1,000円	約572万8,000円
2人	442万1,000円	約620万4,000円
3人	480万1,000円	約666万8,000円

嶺公園の市営墓地を販売

嶺公園に小区画墓地を新規造成。販売方法など詳しくは本市ホームページをご覧ください。
対 市内在住で遺骨を所持している人など
販売区画数・使用料Ⅱ洋型（2・3平方メートル）60区画・20万円と特別徴収金11万3,000円
申 7月15日(火)から公園緑地課
☎027・898・6845



とり親家庭の人（所得制限あり）③

重度の障害者（身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級相当、療育手帳A判定、知的指数35以下、特別児童扶養手当1級（所得制限あり）
②③の所得制限基準額は8月1日(金)から左上表のとおり改定します。
問 国民健康保険課
☎027・257・0680



農振計画変更案を縦覧

農業振興地域整備計画を変更。市街化編入に伴う計画の変更案を縦覧します。変更案は本市ホームページにも掲載します。
時 〈縦覧・意見書の提出〉
8月中旬～10月上旬（異議申し出る10月中旬～10月下旬（土・日・祝日を除く）
場 市役所農政課
問 同課
☎027・898・6702



セミを通じて季節を感じて

「みづかな季節かんじ隊」は、市民参加型の自然観察プログラム。7月からは、セミの調査を実施します。市内で観察したセミの種類や様子を、

申し込みフォームが郵送で報告してください。調査票は市役所環境政策課や各支所・市民サービスセンターで配布しています。
申 10月14日(火)までに申し込みフォームか、市役所環境政策課☎027・898・6292へ郵送で



都市計画の変更案を縦覧

変更内容Ⅱ①県央広域都市計画県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
②亀里北地区・力丸工業団地西地区・三俣駅東地区を市街化調整区域から市街化区域へ変更
③同3地区の用途地域を決定
④亀里地区地区計画の変更・力丸工業団地西地区地区計画の決定
時 7月15日(火)～29日(火)（土・日・祝日を除く）
縦覧場所Ⅱ①②は県庁都市計画課（大手町一丁目）、県合同庁舎前橋土木事務所（上細井町）、市役所都市計画課③④は市役所都市計画課
意見書の提出Ⅱ変更案に意見のある人は7月29日(火)までに、住所・氏名・意見を意見書に記入し、①②は県庁都市計画課③④は市役所都市計画課へ直接

問 市都市計画課
☎027・898・6943

